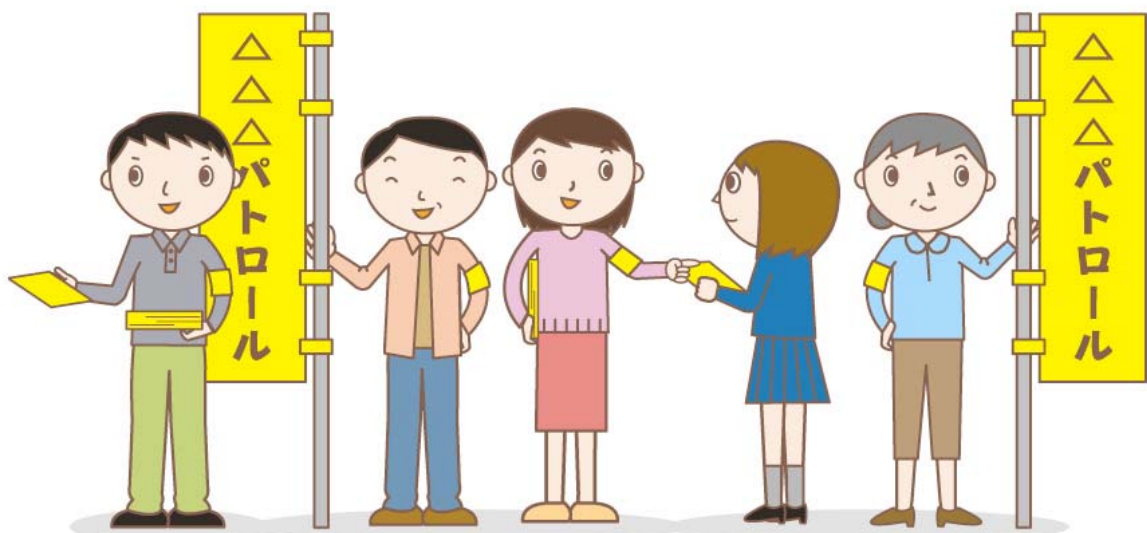

第2章

少年警察ボランティアの活動の場



活動の心構え

少年警察ボランティアの活動の基本は、常に少年の健全育成を期する精神をもってあたることです。そのためには、いくつかの心構えが必要です。



■ 少年警察ボランティアの心構え

(1) 少年への愛情

少年に対する正しい愛情なしに、健全育成活動は成り立ちません。少年は、大人の対応に敏感に反応します。少年に愛情を持って接すれば、自然に少年との間に友好関係が生まれます。

(2) 少年に対する理解

少年は、理解してくれる存在に心を開くもの。彼らの特性や行動を常識の物差しだけで判断し否定したりせず、彼らをきちんと理解するよう心がけましょう。分かり合えれば、彼らはきっと真実を打ち明け、指導や助言を受け入れてくれるでしょう。

(3) 高い良識

健全育成活動に従事する者は、たゆまざる反省と研さんによって良識を高め、円満な人格を養うことが必要です。良識があれば、言語や態度は自ずから整い、少年や保護者から尊敬と信頼を得ることになるのです。

(4) 技術の向上

補導技術や相談技術は、少年の将来を左右します。技術なき者に指導されたために、少年が立ち直りの意志を失ってしまうこともあり得るのです。常に技術の向上に努めましょう。対象少年の性格、行状、環境等に応じて、技術を使い分けることが必要です。

(5) 問題・原因の抜本的な解決

例えば、非行集団(暴走族、非行少年グループ等)は暴力団が後ろ盾となっていることがあるため、暴力団の影響を恐れて集団から離脱できない少年は少なくありません。このような場合、暴力団の影響から少年を守ることが必要です。その場限りの対応で終わらせず、警察の少年担当係官へ連絡するなどして、問題・課題の抜本的な解決を目指しましょう。

少年の特性について

少年の特性としては、一般に

- 環境の影響を受けやすいこと
- 可塑性(変化しやすい性質)に富むこと
- 言葉の理解力や表現力が十分でないこと
- 自己中心的になりやすいこと

などが指摘されていますが、個人差が非常に大きいことも十分考慮しなければなりません。

街頭補導活動

■「街頭補導」の意義

非行が行われやすい場所において、非行少年、不良行為少年、被害少年、要保護少年を発見し、必要に応じその場の適切な注意助言を与えるなどの補導措置をとる活動を「街頭補導」と言います。非行少年、被害少年、要保護少年を発見した場合は、最寄りの警察署に連絡します。

街頭補導は不良行為や非行を見つけるための、最適な手段の一つであると言えます。これによって、少年の非行を小さな芽の段階で発見し、早期に正しい方向へ導くことができます。また、少年自身が犯罪被害に遭うことを防ぐこともできます。

街頭補導では、非行少年や少年の健全育成に影響を及ぼす営業等の実態を把握し、得られた情報を効果的に活用することが大切です。

なお、少年警察ボランティアは民間ボランティアですので、その活動は「相手の了解のもとで行う少年のサポート活動」ということになります。

●非行・不良行為が行われやすい場所とは……

- ・ 道路・公園等の公共の場所
- ・ 駅やデパート等の客の来集する施設
- ・ 風俗営業の営業所やカラオケボックス、コンビニエンスストア等のたまり場となりやすい場所などです。



■街頭補導活動の対象となる少年の種別

補導の対象となる少年は、行為内容によって以下の4種類に分けることができます。少年の非行を防止するためには、不良行為少年に対する補導活動を効果的に促進し、不良行為の段階で助言・指導を的確に行うことが重要です。



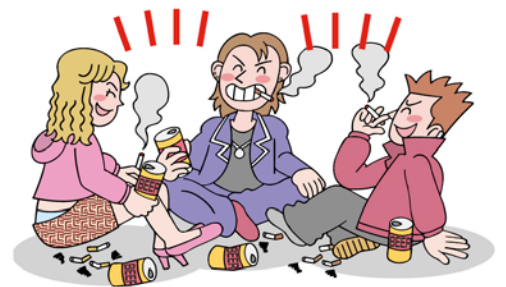
種別		定義・行為	対応
非行少年	犯罪少年	14歳以上20歳未満で罪を犯した少年	警察へ連絡
	触法少年	14歳未満で刑罰法令に触れる行為をした少年	
	ぐ犯少年	保護者の正当な監督に服さない性癖がある、あるいは正当な理由がなく家庭に寄りつかないなどの事由があり、その性格又は環境に照らし、将来罪を犯し、又は刑罰法令に触れる行為をするおそれのある少年	
不良行為少年	飲酒	酒類を飲用し、又はその目的で酒類を所持する行為	助言・指導(必要に応じて家庭・職場等へ連絡)
	喫煙	喫煙し、又はその目的でたばこ若しくは喫煙具を所持する行為	
	薬物乱用	心身に有害な影響を及ぼすおそれのある薬物等を乱用し、又はその目的でこれらの物を所持する行為	
	粗暴行為	放置すれば暴行、脅迫、器物破損等に発展するおそれのある粗暴な行為	
	刃物等所持	正当な理由がなく、刃物、木刀、鉄棒その他の他人の身体に危害を及ぼすおそれのある物を所持する行為	
	金品不正要求	正当な理由がなく、他人に対し不本意な金品の交付、貸与等を要求する行為	
	金品持ち出し	保護者等の金品を無断で持ち出す行為	
	性的いたづら	性的ないたづらをし、その他性的な不安を生じさせる行為	
	暴走行為	自動車等の運転に関し、交通の危険を生じさせ、若しくは他人に迷惑を及ぼすおそれのある行為又はこのような行為をする者と行動を共にする行為	
	家出	正当な理由がなく、生活の本拠を離れ、帰宅しない行為	
	無断外泊	正当な理由がなく、保護者に無断で外泊する行為	
	深夜はいかい	正当な理由がなく、深夜にはいかい又はたむろする行為	
	怠学	正当な理由がなく、学校を休み、又は早退等をする行為	
	不健全性的行為	少年の健全育成上支障のある性的行為	
	不良交友	犯罪性のある人その他少年の健全育成上支障のある人と交際する行為	
不健全娯楽	少年の健全育成上支障のある娯楽に興じる行為		
その他	上記の行為以外の非行その他健全育成上の支障が生じるおそれのある行為で、警視總監又は道府県警察本部長が指定するもの		
被害少年	犯罪その他少年の健全な育成を阻害する行為により被害を受けた少年	警察へ連絡	
要保護少年	児童虐待を受けた児童、保護者のない少年その他の児童福祉法による福祉のための措置又はこれに類する保護のための措置が必要と認められる少年(非行少年に該当する場合を除く)	警察へ連絡	

■ ケース別の対応例

以下の項目に当てはまる行為をしている未成年を発見した場合、どのような対応をすべきか、チェックしておきましょう。

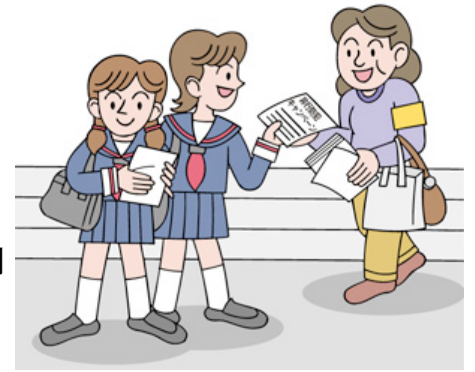
なお、街のパトロールや少年への声掛けは、数人で行うようにしてください。

種別	発見した少年の行動(例)	対応例
飲酒・喫煙	タバコや酒を所持していたり、喫煙や飲酒の現場を発見した。	未成年の喫煙や飲酒が違法であること、成長期の身体への悪影響などを説明した上で、反省を促すために、タバコや酒を自分の手で捨てさせる。 ※喫煙、飲酒、薬物乱用に関する知識を身につけておくこと。
深夜はいかい	繁華街をうろついたり、夜遅い時間に出歩いているのを発見した。	該当する子どもたちに危険性を「指導」して、早く帰るよう「助言」する。 ※条例による規制について説明すると説得力が増す。
家出	家出少年を発見した。 深夜はいかいする少年に話を聞くと、家出をしていることがわかった。	「指導」、「助言」だけでなく、警察に引き継ぎ、確実に保護する。
不健全性的行為	出会い系サイト等を使って援助交際をしようとしているのを発見した。	出会い系サイトに書き込みをすること自体が犯罪であるということを「警告」し、すぐにやめさせる。
刃物等所持	バタフライナイフなどの刃物や木刀などを理由なく所持しているのを発見した。	その場で無理に対応しようとせず、警察に連絡する。
粗暴行為	極端に反抗的な態度や、粗暴な言動が見られた。	



■ 補導活動の技術と訓練

補導活動で確実な成果を上げるためには、補導技術や臨機応変な判断力などを身に付ける必要があります。以下に簡単な例を提示します。



(1) 補導技術(例)

技術例	解説
役割分担	声かけ担当・通報担当など、あらかじめ役割分担をしておく、少年に危害を加えられた場合に対処しやすくなります。
言葉遣いに配慮	少年の人格を尊重した思いやりのある声掛けは、粗暴行為の防止や少年との友好的な関係構築に役立ちます。しつこくしすぎないようにすることも大切です。
話題づくり	コミュニケーションが十分とれていない段階で注意しても、効果が薄い場合があります。少年たちと話をするきっかけとなる携帯電話や芸能人など、少年たちの中で話題になっている事柄に日頃から関心を持つようにしましょう。

(2) 補導訓練方法(例)

技術例	解説
ロールプレイング	役割(ロール)を演じる(プレイ)ことによって対応力を向上させる学習手法です。例えば、補導にあたる者と少年に分れてアドリブ(シナリオなし)で各々が役を演じます。



「継続補導」とは

「街頭補導」とよく似た言葉に「継続補導」という言葉があります。

これは、街頭補導又は少年相談に係る少年について、保護者の同意を得た上で、家庭、学校、交友その他の環境について相当の改善が認められるまでの間、本人に対する助言又は指導その他の補導を継続的に実施するもので、少年サポートセンターに配置された少年補導職員等が実施します。



「少年サポートセンター」とは

警察では、全都道府県警察に「少年サポートセンター」を設置し、少年補導職員を中心に、学校、児童相談所などの関係機関・団体と密接に連携しながら、少年の非行防止・保護活動に取り組んでいます。

少年サポートセンターは、街頭補導、少年相談、継続補導、居場所づくり、情報発信等の活動の拠点となるもので、全国に設置されていますが、中には少年や保護者が気軽に立ち寄ることができるよう、警察施設以外の施設に設置しているセンターもあります。



警察と学校等の連携

多くの都道府県で、非行などの問題を有する児童生徒に関する情報を学校と警察が共有し、連携していくための「学校警察連絡協議会」や「学校警察連絡制度」が運用されています。

また、多様化・深刻化・複雑化する少年の問題状況に応じた的確な対応を行うため、学校、警察、児童相談所の担当者等からなる「少年サポートチーム」を編成し、役割分担の下、少年への指導・助言等を行っています。

さらに、学校からの要請により、学校における少年の問題行動等への対応、巡回活動、相談活動等を行うため、退職警察官等を学校へ派遣する「スクールサポーター制度」も運用されています。

